平成23年尾張東部衛生組合議会第２回定例会会議録第１号

平成23年９月29日（木曜日）

議事日程第１号

平成23年９月29日（木曜日）午後２時00分開会

日程第１　会期の決定について

日程第２　会議録署名議員の指名について

日程第３　報告第１号　平成22年度尾張東部衛生組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第４　第４号議案　尾張東部衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第５　認定第１号　平成22年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第６　議員派遣の件

日程第７　一般質問について

出席議員（15名）

１番	早　川　幸　介	２番	武　田　なおき
３番	冨　田　宗　一	４番	青　山　直　道
５番	水　野　竹　芳	６番	秋　田　　進
７番	山　下　幹　雄	８番	吉　永　みのり
９番	大　島　も　え	10番	原　田　　学
11番	吉　田　ひでき	12番	川　本　勝　幸
13番	片　渕　卓　三	14番	加　藤　　武
15番	川　本　雅　之		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管　理　者	増　岡　錦　也	参　　与	・　田　一　平
副管理者	伊　藤　典　男	監査委員	石　田　守　正
会計管理者	加　藤　多喜雄	瀬戸市市民生活部長	山　田　弘　之
瀬戸市環境課長	山　内　道　夫	尾張旭市市民生活部長	加　藤　雄　二

尾張旭市 環境課長	森　重憲	長久手町 生活環境部長	水野　悟
長久手町生活 環境部次長兼 環境課長	戸田鐘嗣	事務長	二宮保幸
事務次長	山本俊彦	主幹	横山光義
主幹	加藤忠明	専門員兼 業務係長	谷口和久

事務局出席職員氏名

議会書記	纐纈洋章

午後２時00分　開会

○議長（大島もえ）　では、会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は15名であります。これより平成23年尾張東部衛生組合議会第２回定例会を開会いたします。

なお、本日は傍聴人の定員を11名といたしましたので、ご承知おきください。傍聴者におかれましては、会議中ご静粛にしていただきますようお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長は管理者始め関係理事者の出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から提出される例月出納検査の結果報告について、本日までに受理いたしましたこれらの報告書はいずれも事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります印刷物のとおりであります。

ここで、議案に対する質疑の進め方について、ご確認いたします。

議会の取り決めに従いまして、発言は通告書の受け付け順とし、一問一答方式または一括質問両方選択できましたよね、１問につきましては再々質問までとして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

これより日程に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会期の決定について

○議長（大島もえ）　日程第１、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（大島もえ）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、議長において、３番冨田宗一議員及び４番青山直道議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　報告第１号　平成２２年度尾張東部衛生組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長（大島もえ）　次に、日程第３、報告第１号平成22年度尾張東部衛生組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

これにつきましては管理者より既に配付してあります報告書をもって説明にかえることといたします。よろしくお願いします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　第４号議案　尾張東部衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議長（大島もえ）　次に、日程第４、第４号議案尾張東部衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長、お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　ただいまご上程されました第４号議案尾張東部衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書は１ページから３ページになります。

３ページに理由がございますが、この案を提出いたしますのは障害者自立支援法の一部改正に伴い、尾張東部衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例中所要の事項を改正するためでございます。

改正の内容でございますが、条例中障害者自立支援法から引用しています条項を同法の改正後の条項に改めるものでございます。

施行期日につきましては、第１条につきましては障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、附則第１条第３号に定める日とし、第２条につきましては平成24年４月１日とするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島もえ）　理事者の説明が終わりました。

通告はなかったんですが、質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　では、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第４号議案尾張東部衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案について賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。挙手全員であります。よって、第４号議案尾張東部衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　認定第１号　平成２２年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大島もえ）　次に、日程第５、認定第１号平成22年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長、お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　ただいまご上程されました認定第１号平成22年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算書の１ページをごらんください。

平成22年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見書をつけまして議会の認定をお願いするものでございます。

２ページの総括表をごらんください。

予算現額12億3,238万2,000円、歳入額12億2,036万5,004円、収入率は99.0％となっ

ております。歳出額11億7,025万8,568円、執行率は95.0％となっております。歳入歳出差し引き過不足額5,010万6,436円、翌年度へ繰り越すべき財源259万6,000円、残高4,751万436円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入の明細につきまして説明させていただきますので、決算附属資料の８ページ、９ページをごらんください。

１款分担金及び負担金でございますが、予算現額７億3,810万9,000円に対しまして、収入済額７億3,810万8,545円で、収入率は100.0％でございます。これは、構成市町のごみの搬入量と人口割に応じた一般経費負担金と建設経費負担金でございます。

２款以降につきましては、収入済額と収入率、主な内容につきまして説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

２款使用料及び手数料３億6,419万472円、94.7％でございます。

１項１目土地使用料につきましては、職員の駐車場料金などでございます。

２目施設使用料につきましては、構成市町の住民や事業者等が直接持ち込んだごみの処理料や北丘スポーツ公園の使用料などでございます。

３款財産収入6,321万2,388円、120.7％。

これは、余剰電力と蒸気の売却収入と基金運用収入でございます。

10ページ、11ページになりますが、２目財産運用収入につきましては廃棄物処理施設建設基金の運用による利子でございます。

４款繰越金4,433万8,455円、100.0％。これは、前年度からの繰越金でございます。

５款諸収入1,051万5,144円、81.9％。これは、預金利子とアルミ等売却収入などの雑入でございます。

以上、歳入合計は予算現額12億3,238万2,000円、調定額12億2,036万5,004円、収入済額12億2,036万5,004円、収入率99.0％でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

歳出につきましては、支出済額、執行率、主な内容、不用額につきまして説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

１款議会費148万615円、66.9％。主なものとしましては、議員の報酬や議会活動に必要な費用等でございます。

不用額につきましては、議員の行政視察を研修会に変更したことに伴う旅費並びに使用料及び賃借料などでございます。

２款総務費９億6,267万9,837円、94.5％。

１項１目一般管理費につきましては、全般的な管理業務などに必要な経費でございます。

14ページ、15ページをごらんください。

２項１目工場管理費につきましては、ごみ処理施設の運転管理業務に必要な費用でございます。

不用額としましては、職員手当等の人件費や工事請負費の入札差金などでございます。

16ページ、17ページになりますが、２目最終処分費につきましては、最終処分場の運転管理業務などに必要な費用でございます。

不用額としましては、水処理用薬品や覆土用資材等の購入費、水質検査や焼却灰運搬、焼却灰埋立処分業務等の委託料、新アセックの完成がおくれたことによる使用料、工事請負費の入札差金などでございます。

18ページ、19ページをごらんください。

３目最終処分場周辺管理費は、最終処分場の周辺整備事業に必要な費用でございます。

不用額としましては、地元協議に基づく工事請負費などでございます。

３款建設事業費2,055万2,464円、100.0％。これは、廃棄物処理施設建設基金の利子を含め同基金に積み立てたものなどでございます。

４款公債費１億8,554万5,652円、99.8％。これは、20ページ、21ページになりますが、最終処分場の建設に係る起債の元金の償還と、同起債の支払い利子でございます。

５款予備費につきまして、３款建設事業費に464円を充当いたしました。

以上、歳出合計、予算現額12億3,238万2,000円、支出済額11億7,025万8,568円、不用額5,952万7,432円、執行率95.0％でございます。

22ページをごらんください。

平成22年度実質収支に関する調書でございます。

歳入総額12億2,036万5,004円、歳出総額11億7,025万8,568円、歳入歳出差し引き額

5,010万6,436円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額259万6,000円、実質収支額は4,751万436円でございます。

23ページ、24ページをごらんください。

平成22年度財産に関する調書でございます。

１の公有財産につきましては、増減等はございません。

25ページをごらんください。

２の物品と３の債権につきましても、増減等はございません。

４の基金につきましては、廃棄物処理施設建設基金として2,055万964円が積み立てられまして、年度末現在高は１億8,337万5,934円となっております。

26ページ、27ページに、主要な施策の成果として主要事業をまとめさせていただきましたので、あわせてご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で認定第１号平成22年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島もえ）　理事者の説明が終わりました。

この決算につきましては、監査委員より審査が行われておりますので、ここで石田監査委員から審査の結果についてご報告をお願いします。

石田監査委員、お願いします。

○監査委員（石田守正）　それでは、平成22年度一般会計歳入歳出決算について、山下幹雄委員とともに審査をいたしましたので、代表いたしましてその結果について報告をさせていただきます。

お手元の審査意見書の１ページをお開きください。

第３、審査の方法につきましては、一般会計の歳入歳出決算書及び附属資料について関係諸帳簿、証拠書類等によって実施いたしました。

その結果、一般会計歳入歳出決算書及び附属資料はいずれも関係する法令に基づいて作成されており、決算計数は正確であると認められました。

次に、第５、審査の概要についてでありますが、計数的なものにつきましては意見書に記載したとおりでありますので省略をさせていただきます。その内容についての所見を申し述べます。

２ページのまとめに述べさせていただきましたように、ごみの搬入量は前年度に引き続き当年度も減少し、構成市町の努力の成果が見られるところであります。焼却処

理施設の維持管理につきましては、余剰蒸気エネルギーを有効に利用され、発電された電力の売却、隣接工場への供給など施設の効率的な運用に努められています。

なお、平成23年３月31日をもって熱分解溶融処理施設を廃止されましたが、廃止後も適正な管理に努められるよう望みます。

また、平成20年度に策定された一般廃棄物処理基本計画後期計画に沿って、計画の達成に向けてさらに努力されることを望みます。

終わりに、今や環境問題は地球温暖化対策や循環型社会の形成など、経済活動や生活に密着しており、廃棄物の処理問題も重要な要素となっております。このことからもごみの減量化、資源化等の推進によって環境への負荷を軽減し、循環型社会を形成することが住民の安全と安心な暮らしにつながるものと確信され、一層の努力を望むものであります。

以上をもって報告とさせていただきます。

○議長（大島もえ）　監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、原田学議員の発言を許可します。

原田議員。

○１０番（原田　学）　じゃあ、よろしくお願いします。

この要旨にも書いてあるように、５つの課題で質疑をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、14ページ、15ページです。

先ほど管理者からご説明があったように、先日ピット内で火災が起きるという事故が起こりました。やはりそういう安全性をいかにこう高めていくかということが一つの課題ではないかなと思います。項目といたしましては、２、２、１、工場管理費の中の(2)備考の欄の委託料の内訳のア、粗大ごみ処理施設運転管理業務委託がされております。実はこの問題であります。

まず、この施設には、可燃、粗大、そして不燃というごみが持ち込まれてまいります。どういうような部分的には前選別がやられていると伺ってますけども、どういうようにそれぞれが選別をされているのか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長、答弁お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　前選別処理につきましては、粗大ごみと不燃ごみの中に含まれ

ております危険物と可燃ごみなどを取り除くため、不燃、粗大ごみのストックヤードにおきましてごみをまずユンボによりばらまきまして、その後手作業で行っております。

可燃ごみにつきましては、すべて前選別処理は行っておりませんけれども、抜き打ち検査を実施しております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　本来は、やはりその可燃の中、可燃を落とし込むピットの中でも一部燃えてるっていう話も伺ってます。そういうことでいえば、大変かもしれないけども、抜き打ちチェックだけではなくて前選別をこちら側もきちっと行っていくべきではないかと思うが、いかがですか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　可燃ごみのピット内での火災につきましては、構成市町のごみ分別の徹底から平成18年度以降発生しておりません。

それから、万が一可燃ごみのピット内で火災が発生した場合につきましては、クレーンが24時間稼働しております。まず、火元をつかみまして、それに放水銃で消火しながら、また24時間稼働してる焼却炉がすぐ隣にございますので、直接投入することができるために大きな火災にならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　それでチェックができればいいわけですけれども、非常に心配をするところです。

それから、今言われた抜き打ちのチェックですね、これはどの程度の割合で実際上はやられているのか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　実際には、年１回行っております。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　やっぱり徹底してこれやってく必要があると思うんです。

人間の行動、行為ですからね、それぞれの自治体できちっと選別をしましたよというだけでは、やはりここに入ってしまうと済まされないということがあると思うもん

ですから、抜き打ちのチェックは丁寧にきちっと年何回がいいかっていうのはちょっと難しいところですけどね、もう少し適切な回数をやるべきだと思うが、いかがですか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　抜き打ち検査の回数につきましては、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　あわせて、平成22年度にその粗大不燃も含めて前選別の充実等されたかと思うんですが、どんなことが検討されたか伺います。

以上です。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　充実を図るということでございますけども、発火性の高いスプレー缶等の回収につきまして、構成市町へのごみの分別の徹底を依頼してきております。

また、前選別処理につきましては、隔月で開催をしておりますけれども、委託業者を含む安全衛生協議会等におきまして火災等が発生しないよう前選別処理の業務委託の遂行について徹底を図っております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　ぜひ、体制の強化といいますか、前選別のどこまで人数ふやしたらいいかっていうのは難しいとこだと思うんですけども、体制としての充実を図っていただきたい、これは要望にしときます。

それから、続いて先ほども言われましたけども、クレーンで発火したその火元については除去するというように伺いました。結局、今回はその除去ができなかったわけですね。平成22年度、除去の訓練だとかそういうことが徹底してやられたのかどうか、伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　クレーンでの発火物の除去ができる可能性というのは、発火物の位置だとか大きさ、煙の状況によって大きく左右されます。今回の粗大ごみのピッ

ト内に混入される発火物でございますが、プラスチック系のごみが多くて、煙の質が違ってまいります。

また、発火物も小さなものでございまして、クレーン操作室から目視できない状況となるために、発火物あるいは煙が出ているものを目視できる位置からトランシーバーで誘導するような工夫をしてきております。そういった訓練をしてきております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　例えば、煙で前方が見えてなくて誘導できないというようなことだって具体的には出てくるんではないかなと思われます。そうであるならば、例えばその外部からそれが見えるようなシステムを、そしてオペレーターに指示ができるようなそういうシステムができないのかなと思うんですが、そのあたりの工夫はどうですか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　今後、クレーンの操作訓練や誘導訓練等を充実していくとともに、クレーン操作の方法、それから誘導方法等について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　それから、最終的には水没をさせた、ふだんだと水没させずに消火でとまっとるというようなことを伺ってるんですけども、消火能力を高める必要があると思うんですけども、そのあたりはどんな検討をされましたか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　消火能力の向上ということでございますが、まず放水による消火っていうのが有効だと考えております。

晴丘センター内におきましては、２カ所井戸がございまして、この井戸の水をプラント水槽へ供給しております。そのうち２号井戸につきましては、直接放水ができるように改修をしてきております。

それから、プラント水槽からポンプ車による放水が可能としております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　そういうような構造的な施策はとってありますよということだと思うんですけども、水圧が低くてなかなか消火に至らなかったんじゃないかって、その時間が長引いたんじゃないかみたいな話を伺うんですけども、もし水圧等に欠陥があるとするならば、それは改善、検討の余地があると思うんですけども、そのあたりはどのように考えられましたか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　消火時間につきましては、水圧等の消火能力に左右されます。消火能力を上げるためには、晴丘センター内の消火栓の配管やホースの径を太くし、またポンプの能力を上げて水圧をさらに上げることになりますけれども、大規模な改修となりますので、今後の課題としていきたいと考えております。

　また、まずは２号井戸と直結するホースの径を太くいたしまして、放水量をふやしていきたいと考えております。

　以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　それと、全体のそのマニュアルがどこまでどういうぐあいにつくってあったかなということだと思うんですけども、そのあたり、そのマニュアルに従って実際にどう行われたのか、伺いたいと思います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　マニュアルの作成につきましては、粗大ごみ処理施設運転マニュアル、粗大ごみクレーン操作マニュアル、粗大ごみ選別処理マニュアル、粗大ピット火災対応マニュアル、コンベヤー火災発生時の対応マニュアル、ホッパー火災発生時の対応マニュアル、粗大ごみ処理施設爆発事故対応マニュアル、ストックヤードにおける火災対応マニュアル、ほかにもさまざまなマニュアルを作成しております。また、改定してきております。

　平成22年度におきましては、不燃粗大ごみのストックヤードにおいて４回ぼやが発生しておりますけれども、ストックヤードにおける火災対応マニュアルに従いまして消火活動を行い、いずれも速やかに鎮火しております。

　以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　クレーンを扱うところまでのどうも話を聞いてますと、マニュア

ルはあるんだなという気がしますね。

だけど、水没させるかさせないか、水没させないほうがいいに決まってるわけだから、そのしかし事故っていうのは最悪いろんなことが起こってしまうわけですので、最悪のことも含めた本来はマニュアルをつくっておくべきではないかなと思うんですが、そしてそれに基づく訓練がされるべきだと思うんですが、そのあたりはどんな検討を行っておられますか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　各種マニュアルにつきましては、既に改定をしてきておりますけれども、さらに見直しをしていきたいと考えております。

そして、消火訓練につきましては、粗大ごみのピットにおける消火訓練は毎年従来行ってきておりましたけれども、ストックヤード等における消火訓練につきましては従来不定期に行っておりましたが、22年度から毎年行ってきております。

当組合職員等における消火活動につきましては、あくまでも初期の消火活動となりますので、どの段階で消防署へ通報するのかなどを含めて消火訓練等の見直しを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　わかりました。

２点目に移ります。職員体制の充実であります。

これも、２款２項１目工場管理費の中の(2)の委託料のア、粗大ごみと同じ中身になります。これ21年度に比べてこの委託料が増加しております。その内訳をお示しください。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　委託料がふえた主な理由でございますけれども、粗大ごみ処理施設運転管理業務につきまして、従来から委託しておりました前選別処理業務に加えまして、粗大ごみ処理施設運転業務を加えたためでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　そこへ委託とされた理由は何ですか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　平成21年度までは前選別処理業務を民間業者へ委託しておりまして、粗大ごみ処理施設運転業務は再任用職員と退職者である臨時職員により直営で行ってまいりましたけれども、前選別処理から粗大ごみ処理施設の運転までの業務を委託と直営とに分断することよりも一連の作業としたほうがより安全で作業効率がよいということ、それから臨時職員等の高齢化が進んできたこと、また不燃粗大ごみの減量化が進んできたこと、以上のことから前選別処理から粗大ごみ処理施設の運転までの業務を一括して民間業者へ委託したものでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　であるならば、その先ほどクレーンの非常に重要なとこだと思うんですよね。むしろその年齢を若返らせて、本来これは直営で行うべきではないでしょうかね。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　クレーンの技術的な問題ということでございますけれども、クレーンの実技の講習等は毎年行って、受けて技術向上に努めております。

あと、直営とすべきかどうかということでございますが、この粗大ごみ処理施設運転業務につきましては委託とすべきと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　委託とすべきでないと思うからこうやって言ってるんですけどね。これ、結局正規職員はこれで何名削減されたことになるんですか、この部署で。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　粗大ごみ処理施設運転業務の委託によりまして、短時間勤務の再任用職員の正規職員２名の減員となっております。それから、臨時職員が３名の減員ということでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　この部署で合わせると５人も減っちゃってると大変なことだと思うんですけども、平成21年、22年度と比較して、全体に正規職員っていうのは何名か

ら何名になったのか伺いたい。

それからこの施設のどんどん減っていっちゃうわけですけど、職員体制を具体的にどう考えられたか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　平成21年度の当施設の職員体制につきましては、全体の職員数が39名、このうち35名を配置しておりますといいますのは、短時間勤務者がおりますので、実質的な配置数としては35名、22年度につきましては全体の職員数が35名でございますが、実質配置数は32名の配置となっております。

削減されました職員数でございますが、再任用を含む正規職員１名と臨時職員３名の計４名が削減されておりまして、配置数の減員としては実質３名の減員となっております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　この施設そのものは、ただ単に２市１町のごみを集めて燃やしてるっていうだけではなくて、循環型社会をつくってく上でこれは非常に重要な施設だと私は思ってます。そういう意味からして、やっぱり電気の専門家、それからここだと化けやさんですかね、そういう専門技師、それがその減っていってしまったり、技能員が減っていくっていうことは、この施設の機能がだんだん失われていってしまうことになると思うんですね。

だから、そういう職員を不足すれば正規採用すること、さらに直営でこれ運転してくべきだと、いろんな部署をと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　専門職の関係でございますけれども、現在の職員体制では専門職はすべて正規職員でございます。

また、技能員につきましては、ごみ投入ステージの監視につきましては特別な技能を有する者でないと対応できないという部署ではございませんので、臨時職員において対応しておりますけれども、それ以外の部署の技能員につきましては正規職員でございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　意見として言っておきます。

やはり先ほど繰り返したとおり、やはりこの施設の重要性にかんがみて正規職員の採用とそして正規の、それから直営でその職域をふやすよう意見として言っておきます。

それから、同じ項目職員体制ともう一つ職員給与の問題で伺いたいと思います。

12ページ、14ページ、これは２款１項１目、２款２項１目、工場のほうと一般事務のほうで人件費がかかって執行されております。

平成22年度に月例でマイナス0.1％、期末勤勉でマイナス0.2カ月分のカットがされました。当施設の職員は、その影響をどのように受けたのか、伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　22年度の決算額におきまして、実績としての影響額は把握しておりませんけれども、昨年度の12月に補正をさせていただきましたときに人事院勧告による影響額を試算いたしました。それによりますと、１人当たり平均で約９万5,000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　結局、毎年のように最近は人勧で給与がカットされていくんだけれども、それでは職員の士気がそれはなかなか上がらないと思うんですが、いかがですか。

結局は、じゃあ民間がそのずば抜けて上がってくるかっていうと、決して上がってくるような状況ではありません。２者が競争して下げとったんでは、本当に経済も冷え込んじゃうと思うんですが、どう考えられますか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　人事院勧告につきましては、尊重していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　意見だけ言っときますね。

人事院に物申すっていうのは大変難しい話ですから、やっぱり競争で下げてくっていうんではなくて、きちっと歯どめをかけていく、そういうやり方にしてほしいとや

っぱり意見を言っとくべきではないかなと要望しておきます。

次に移ります。

３点目、放流水の水質について。

歳出の２款２項１目及び２款２項の２目、これは工場管理費ですね。委託料の中のオに当たりますね。排ガス分析、水質等検査業務、それからこの最終処分場のほうは17ページですか、委託料のアに書いてありますね。最終処分場関係水質等検査業務、周りの環境に影響を与えないようにということで、放流水の検査が行われております。

それで、この概要書の27ページ、28ページ、上の段がこれ晴丘センターから出される放流水、左ページが、右ペーシがこの最終処分場から出される放流水の検査を一貫して行っているわけですね。

これ、晴丘センターの放流水の塩素イオンの記載がありません。これ調べておられると思うんだけども、なんでないんですか。そのデータは実際にはどれぐらいになるんですか。

本来は、これ記載しておくべき、ちゃんと調べてあるわけですから記載するべき内容だと思うけども、いかがですか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　晴丘センターの放流水につきまして、適用される水質汚濁防止法、この法律には塩素イオンの規制がございません。必ずしも検査する必要もありませんので、事業概要への記載もしておりませんでしたけれども平成23年１月に実際には検査しております。塩素イオン濃度につきましては770ミリグラムパーリットルとなっております。

今後、検査した場合につきましては、事業概要のほうに記載をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　それとあわせて、この最終処分場のほうの塩素イオン濃度を見てみても、レベルとして4,000超えるという非常に高いデータになっております。そういう意味からすると、普通の公的な基準とあわせてこの施設特有の施設基準ていうのを厳しく出して、それを超えないようにという努力がされておられます。

同じように、確かにその言われた基準値がないからというのではなくて、この放流水は河川に流れ込んでいくわけですから、やはりここの施設基準を環境保全上設定をしておくべきではないかなと思うが、いかがですか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　塩素イオンにつきましては、まず１点有害ではないということ、それから先ほど言いましたように、法的な基準がないことから施設基準を設定する必要はないと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　施設によっては、非常に濃い塩素イオン濃度の放流水が河川に流れて、周辺では魚はおろか生物住めんよみたいな場合にはそういう、だから河川の断面積が少なくて水量が少ないとそういう結果にもなりかねません。

そこで、脱塩装置を場合によってはつけたりいたします。とりわけこちらの濃度が高い最終処分場のほうですよね、これは本来考えるべきだと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　塩素イオンにつきましては、先ほど言いましたように有害ではないこと、それから下流域におきまして現在悪影響が見られないこと、それからもう一点平成21年度に実を申し上げますと脱塩装置について検討いたしました。

その結果、非常に高額な上に脱塩装置で回収いたしました塩分の処分方法、この問題がございました。このことから、脱塩装置につきましては今後の課題と考えております。

なお、最終処分場につきましては、晴丘センターに比較しまして放流してる河川の水量が少量でございます。そこで、従来から処理水を調整池に入れまして、調整池にたまっている雨水よって希釈して放流しておりました。これに加えて、平成23年度下半期ぐらいから実施できると見ておりますけれども、最終処分場内にある調整槽、汚水調整槽の一部を雨水調整槽に切りかえまして、こちらに雨水をためてこの雨水でさらに希釈して放流していこうと今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　装置の高さやら当面できることをしっかりやっていただきたいとそういうぐあいに思います。

それから、データ上、この概要の28ページに戻りますけども、ＣＯＤの値が12月20日、最終処分場、基準値10に対して9.1とこれは異常な高さを示しているんですが、もし必要であればこういう是正をとってく必要があると思うんですが、どのように考えられて対応されたか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　最終処分場からの放流水のＣＯＤ値につきまして、今まで施設基準の10ミリグラムパーリットルを超えたことは実際にはございません。平成22年12月20日の数値が9.1ミリグラムパーリットルと比較的高くなった原因といたしましては、雨量が少ない場合に比較的濃度の高い汚水が少量ずつ汚水調整槽にたまるために処理後の放流水のＣＯＤ値が若干高く出たものでございます。

しかし、施設基準内でございますので、是正措置をとる必要はないと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　それでは、４番目のテーマにいきます。

ごみの減量化を目指して、歳出の２款２項１目ですね。16ページ、決算書でいくと16、17ですね。16、17の工場管理費の中の委託料のナ、片仮名のナと書いてある循環型社会推進会議ホームページ更新、この循環型社会のそのところについて伺います。

この間、ごみの減量化を計画的に進められてきました。先ほどの監査委員からの報告のとおりです、それはですね。

あわせて、その概要書の18ページ、18ページにそれぞれの市町から出る家庭系ごみ、事業系ごみのデータがずっと出ております。この間、当晴丘センターは搬入されるごみ量は毎年全体でいうと2,000トンぐらいずっと減ってきてるんですね。平成22年度も７万4,000トンになってます。事業系ごみの減少は非常に著しいんです。これをどのように分析されてますか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　事業系ごみにつきましては、大幅に減少をしてきております。その主な要因としましては、21年度から段階的に行っております施設使用料の値上げ

によりまして事業系ごみの減量化、資源化が進んだものと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　その一方で、平成21と22年度を比べてみると、家庭系のごみは瀬戸で113トンプラス、長久手も284トンプラス、尾張旭が226トンマイナスになってますね。このあたりをどう分析されました。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　家庭系ごみにつきましては、構成市町における粗大ごみの有料化が平成23年度から始まってきております。22年度内に粗大ごみの駆け込みの搬入等の影響があったものと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　この間、各市町でごみ減量計画の中間の見直しがされてます。そういう中で、晴丘センターがどういう役割を果たしておられますか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　瀬戸市、尾張旭市、長久手町及び尾張東部衛生組合のごみ処理基本計画は、21年度から５カ年の後期計画として見直しを行ってまいりました。

この中で、当組合の役割は学校教育の場として見学の受け入れ、住民に対しての見学の受け入れ、剪定木のリサイクルの検討、搬入ごみに対する立入検査となっております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　教育だとかそういうところへの啓蒙っていうかＰＲというかなんですね。そういう役割を果たしておられるっていうのはよくわかりました。

あわせて、やはりその結果としてここへ一定のごみが毎日毎日運び込まれるわけですので、半年たつと各市町の動向だとか、なんでこれがこんなにふえちゃったというようなのは結果として冷厳にデータ上出てくるわけでありますので、逆に言うとこのセンターが各市町との連携充実をしながら、なんでこのごみがふえてくるかというような連携を当然とっておられるかなとは思うんですけども、その充実を図っていく必要があるんじゃないかなと思うが、いかがですか。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　当組合に搬入されたごみの状況につきましては、構成市町へ情報として常に伝えております。構成市町の対策等についても連携をもって対応してきております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　この間、瀬戸、旭、長久手でもやっぱり紙、特にミックスペーパーと言われるもの、それを資源、使えるものとして出していくような取り組みがされて、年々充実をしてきたと思うんですね。だから、今リサイクル、リユースというようなことが充実することによってその資源化が図られると思う。

資源の回収だけではなくて、この施設が例えば引っ越しのごみのように使える物が入ってくるという可能性は十分あると思うんです。その上からも、リサイクル、リユース事業をやっていけるんではないかと思うんですが、そのあたりの検討はどのようにされたか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　晴丘センターに搬入された廃棄物につきましては、搬入者の意向としましては廃棄処分をするために搬入されたものと考えております。搬入された物の中に仮に利用可能なものがあったとしても、処理をいたしております。

なお、電話での問い合わせや搬入時にリユース等を望んだ場合には構成市町のリサイクルセンターや民間のリサイクルショップにご相談くださいというようなご案内をさせていただいております。こういった構成市町との連携につきましては、今後も図っていきたいと考えております。

なお、現在の晴丘センター内におきまして修繕も含めた保管場所等を確保することができませんので、リユース事業等につきましては今後の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員、済いません。

全く質問を制限する意図はないんですが、決算書をもとに現在認定第１号の質疑をやっておりますので、他の議員から少し拡大過ぎると思われる点が見られるようでしたら、少し質問方法を検討いただきますようお願いします。

議長に指名を求めてください。

今、済いません、時間をはかっておりますので、引き続き原田議員の質問をお願い、時間ははかってないか、これは一般質問じゃないから。済いません、間違いました。どうしましょう、じゃあ、続けてよろしいですか。

では、済いません、原田議員お願いします。

○１０番（原田　学）　５つの５番目です。

余剰電力の売却収入について、これは歳入になります。

それで、８ページ、９ページですか、財産３款１項１目、財産売払収入、余剰電力売却収入5,800万円ほど収入がありました。

年間どれぐらい発電をして、使用電力はどれぐらいで、具体的に余剰電力としてどれぐらい余るのってことですね。１キロワットアワーどれぐらいで売却してるのか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　平成22年度の発電電力量でございますが、約1,135万キロワットアワー、晴丘センター内での使用電力量につきましては約611万キロワットアワー、買電電力量は約７万キロワットアワー、余剰電力量につきましては約531万キロワットアワーでございます。また、１キロワットアワーあたり平均でございますが、約11円で売却をしております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　ごみが減ってきたら当然この発電量も減ってっちゃうと思うんですけど、22年度将来見通しをどのように考えられたか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　今、議員のほうからもございましたけれども、ごみの減量によりまして発電電力量っていうのは抑えられてまいりますけど、発電効率を向上を若干でも上げていきたい。それから、節電等によりまして余った電力量をさらに増加させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　売却の契約が今年度末ですかね、と言われております。２年契約だと聞いております。その22年度に今後の契約、どのような方法をとられようと考え

たか伺います。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　今、議員のほうからお話がございましたように、平成22年、23年の２年間の契約をしたわけでございますが、この契約につきましては登録業者全５社がございまして、その指名競争入札で行っております。それで２年契約としたわけでございますが、次回の契約につきましても売却先の選定方法につきましては同様に考えておりますが、ただ契約年数につきましてはどの年数が一番当組合にとって有利なのか、その辺を検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　今、やっぱりその電気のエネルギーの問題が大きな問題になってます。ああいう３・11の大震災なんかも起こるわけで、エネルギー変換を考えたときに22年度、例えば太陽光パネルだとか、そういう検討がされたかどうか伺います。

以上です。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　太陽光発電設備につきましては、既に検討をしております。検討した結果ですけれども、今現在の太陽光発電の設備につきましては設置費用を回収するのに相当な年数を要するということで今後の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　以上でよろしいですか。

じゃあ、開議から１時間たちましたけども、休憩をとってよろしいですかね。

じゃあ、３時10分でいいですか。じゃあ、短くてごめんなさい。３時10分まで休憩とさせていただきます。お願いします。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午後３時00分　休憩

午後３時10分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

○議長（大島もえ）　では、休憩を閉じ会議を再開いたします。

議案質疑の方法について、それぞれ認識等が皆さんと認識とそれから通告の書式、方法等具体的に皆さんが認識を共有できるようにきょうこの後全員協議会の場で調整

したいと思います。本日の不手際はどうぞお許しください。お願いします。

では、通告のありましたお二人目の吉永みのり議員に発言をお願いします。

吉永議員。

○８番（吉永みのり）　私は、簡単にいきたいと思います。

不用額の出ている項目についての理由を２点お伺いいたします。

14ページ、15ページの２款２項１目３節の職員手当で316万375円の不用額が出ております。この理由と、もう一つ２款２項３目15節の工事請負費256万9,949円のこれは約３分の２の不用額となっておりますが、この理由をお聞かせください。

○議長（大島もえ）　では、１回目の質問の事務次長、答弁お願いします。

○事務次長（山本俊彦）　２款２項１目の３節316万375円の不用額の主な内容でございますけれども、26名分の時間外手当につきましてこの施設の故障等による時間外手当等を見込んでおりましたけれども、通常の故障等がなくて通常の勤務配置となったものでございます。

次に、２款２項３目の15節256万9,949円の不用額につきましては、最終処分場に隣接する北丘スポーツ公園内の工事について、毎年地元の要望に基づきまして協議しながら実施してきているものでございますが、平成22年度につきましてはのり面植栽等の工事とカーブミラーの設置工事のみとなったものでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　吉永議員。

○８番（吉永みのり）　これは、特に22年度は少なかったということでよろしかった。ごめんなさい、２款２項３目の工事請負費です。特にこの年はっていうことですかね。

○議長（大島もえ）　事務次長。

○事務次長（山本俊彦）　この工事請負費の予算額につきましては、従来から380万円の枠という考え方で計上をさせていただいております。

21年度、22年度につきましては、予算額を下回っておりますけれども、20年度につきましては404万400円という執行状況でございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　吉永議員、よろしいですか。

○８番（吉永みのり）　はい。

○議長（大島もえ）　ありがとうございます。

議案質疑の通告のあった件は以上でございます。

これにて質疑を終了いたします。

討論に入りますが、討論ございますか。

原田議員。

では、発言席でお願いします。

○１０番（原田　学）　それでは、私は認定第１号平成22年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論を行います。

質疑でも行ったように、平成22年度は対21年度に比べ職員数が39名から35名に削減をされ、粗大、不燃ごみに係るクレーン破砕の業務が民間委託をされました。従前から同系列の前選別処理事業は委託をされており、同系列そのものがほとんど民間委託化の状況にありますが、果たして経済効率優先でよいものでしょうか。

とりわけ、労務にかかわる職域や技師については既に職員数としては限界に来ており、正規の職員を採用し、その技能や技術を伝えておく必要があります。それは、同じ現場で働く職員として委託の労働者と公務員労働者の賃金の格差が明らかなことでは、職員間のチームワークにも影響を来たします。

全国的には、５年連続で年収200万円以下が1,000万人を超し、社会問題とされる現在、当施設についてはそれと同様ではないものの、委託部分を直営に戻し、正規職員として採用すべきことを指摘するものです。

このような体制の充実とあわせて、平成22年度も人事院の勧告で公務員給与と期末勤勉手当が引き下げられ、当組合の職員についても平均年間10万円ほどになります。勧告の理由としては、国における財政難と官民の給与の格差の是正が主なものでありますが、この間の人事院の勧告では官と民の給与の引き下げ競争にしかすぎず、1997年から2000年までに全国の働く国民の人件費は30兆円も引き下げられ、それが国の景気を冷え込ませていることは明らかです。

同時期には、その一方で日本の大手100社は100兆円という内部留保を賃金を抑え、中小企業の単価を引き下げてため込んできたことを考えれば、そこにメスを入れることが日本の財政再建の大きなかぎとなることは明らかであり、単に官民労働者の賃金抑制では決して景気がよくならないことを指摘し、反対の討論といたします。

議員各位のご理解をお願いいたしまして、私の討論を終えるものです。どうもありがとうございました。

○議長（大島もえ）　ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第１号平成22年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算について認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大島もえ）　ありがとうございます。挙手多数であります。よって、認定第１号平成22年度尾張東部衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　議員派遣の件

○議長（大島もえ）　次に、日程第６、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾張東部衛生組合議会会議規則第87条の規定により、豊明市沓掛堆肥センター、愛知臨海環境整備センター、名古屋市五条川工場及びその関連施設へ行政視察に大島もえ議員、水野竹芳議員、早川幸介議員、武田なおき議員、冨田宗一議員、青山直道議員、秋田進議員、山下幹雄議員、吉永みのり議員、原田学議員、吉田ひでき議員、川本勝幸議員、片渕卓三議員、加藤武議員及び川本雅之議員を、平成23年11月１日に派遣することにしたいと思います。

なお、その後の情勢の変化により内容に変更等が生じた場合には、議長にご一任いただきたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大島もえ）　ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付してあります印刷物のとおり議員を派遣することに決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　一般質問について

○議長（大島もえ）　次に、日程第７、一般質問を行います。

初めに、原田学議員の発言を許可します。

原田議員。

○１０番（原田　学）　それでは、過日通告に従って質問をしていきたいと思います。

私は、東日本大震災の瓦れき処理にどのように対応していくかについて伺います。

ことしの３月11日、東北地方の東海岸を襲った東日本大震災は、死者、行方不明者約２万人、避難された方約８万人という未曾有の大被害をもたらしました。中でも、福島第一原発のメルトダウンにおける放射能漏れは、20キロ圏内を警戒区域に指定し、ふるさとに戻れない人々や周辺ではグラウンドの放射線量が高いため運動会を取りやめた小・中学校、さらには区域周辺の稲わらを食べた牛から多量の放射線量の検出など、経済や産業、教育など日本社会のあらゆる範囲に甚大な被害を及ぼしました。また、放射性物質の種類によっては、その半減期が数万年単位のものもあり、時間、空間を超え将来への不安も大きな特徴の一つです。

そんな折、８月８日発表の雑誌ＡＥＲＡには、汚染瓦れきが拡散するとの記事が掲載され、国の主導で放射性物質の２次拡散とのサブタイトルが付されていました。その瓦れき処理に対応する施設として焼却、破砕、埋め立てを回答した自治体及び一部事務組合のリストの中に当組合も含まれておりました。今回の震災瓦れきの総量は岩手、宮城、福島の３県で約2,258万トン、環境省の推計とされ、うち約230万トンの福島県の排出分については県内処理を同省は求めています。そして、そのほかの宮城、岩手両県の瓦れき処理を全国の施設に受け入れを呼びかけたことが今回の契機となっています。地方紙にも、同様の記事が掲載され、市民からは当組合へも問い合わせの電話が寄せられたと伺っております。

環境省は、全国の自治体や国民の不安や抗議の声に押され、岩手、宮城両県に対し瓦れきの放射線量の測定を指示しております。６月28日に環境省は焼却した瓦れきにおける放射線量の基準を8,000ベクレルパーキログラムと明確にいたしましたが、この間の京都の大文字焼きの燃料や日進市の花火大会に見られるように、市民の批判や不安は非常に強く、被災地の資源や材料が活用されないケースも各地で見られました。

８月29日には、当組合の管理者より東日本大震災に伴う瓦れき処理に対するコメントが寄せられました。非常に重要な問題であり、慎重な対応が求められます。

そこで、現段階ではどのようにこの問題について対応されるのか伺うものです。

まず、初めに雑誌ＡＥＲＡに記事が掲載されましたが、この件に対する組合の認識と今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　雑誌ＡＥＲＡの記事の掲載の件でございますが、この記事につきましては当組合があたかも放射性物質を含む瓦れきを受け入れるかのような印象を読者に与えるというような内容と考えておりますが、このような情報を提供した事実は一切ございません。

以上です。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　まず、そうであるならば、国、最も環境省や県との連絡や通知、それはどのように考えておられますか。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　当初、これは環境省が愛知県を通じて東日本大震災の災害廃棄物の受け入れの可能性を調査したものでありまして、当初の目的以外のものであるならば再度調査があるものと思っておりますので、環境省等に伝えることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　再々質問があればってことでいいんですよね。

原田議員。

○１０番（原田　学）　それでは、この間、国が例えば8,000ベクレルパーキログラムなどの基準値を示しておりますけども、改めて被災地の瓦れきへの対応についてどのように考えるのか伺うものです。

例えば、全くそのゼロベクレルの瓦れきであるなら受け入れるとされるのか、また人体への影響を考慮して医学的見地からある一定量以下のベクレルであればよしとする可能性も視野に入れて検討されるのでしょうか。焼却後はより濃縮された放射線量となりますが、一定の許容範囲を考えておられるのか伺うものです。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　放射性物質を含む瓦れきの受け入れは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　放射性物質を含む瓦れきについては考えない。じゃあ、含まなければ受け取りますよという若干含みを残した回答のようにもとれるんですけども、もうあのあたりは放射能がまき散らされちゃってるもんですからね、ほとんどのところが放射性物質が付着してしまいますよね。雨で降る、大気でつくということですからね。

環境省は、被災瓦れきの広域処理についての通知、８月11日の中で災害廃棄物、とりわけ燃焼物ですね、種類別の放射能濃度、これ陸前高田市での調査結果示しております。例えば、木類69ベクレルパーキログラム、以下ベクレルパーキログラムは略しますけど、紙39、繊維1,480、プラスチック510、わら177などのデータを示しておりますが、あくまで平均値とされてます。

このようにすべての瓦れきを燃焼すれば、放射能濃度が高くなることは明らかです。放射性物質を含む瓦れきは考えないとするのであると、それは一切の瓦れきはもう受け入れないよという意思表示をされるのか、また環境省の要請があれば検討はする余地は残す、どう対応されるのか伺うものです。

○議長（大島もえ）　答弁に入ります。

事務長、お願いします。

○事務長（二宮保幸）　この問題につきましては、非常に難しい問題でございまして、組合単独での判断はできないと考えております。国や愛知県を通じて受け入れ要請があった場合には、その受け入れの可否やその範囲などを詳細にわたって構成市町と慎重に協議、検討していかなくてはならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　おっしゃるとおり、本当に慎重な検討が要ると思います。もし、検討の結果受け入れる場合、本当のこの周辺２市１町の住民と作業員の安全を確保しないとできませんよね。そういうした場合のどのようにやっていかれるのか、伺っておきたいと思います。

仮に受け入れをされた場合、作業の安全、住民への影響を考えることは当然であります。安全に安全を重ねた作業が必要となります。そこで、搬入、焼却、埋め立て、さらには作業員の安全確保など一連のものであり、一括して伺います。

１つは、トラックで搬入に際しての安全対策については市民への搬入路の周知、そ

の周辺の放射線量の定期的な測定と市民の安全の確保をどう考えておられるのか伺うものです。

２点目、焼却中のばい煙、焼却後のばい煙、それからバグフィルターへの飛灰及び焼却炉の主灰の放射線量の定期的測定と安全性の確保が必要だと思いますが、どうされますか。また、8,000ベクレルを超えた場合の焼却灰の処理をどう考えられるのか、さらに8,000ベクレル以下であれば本当に埋め立てをしてもいいのでしょうかね、どう対応をされますか。

３つ目、作業員の被曝を回避する課題です。

被曝量の測定や除染などの実施、また健康診断の定期的な実施、作業環境の改善と点検などの実施についてどうお考えでしょうか、伺います。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　作業の安全性などについて３点ほどご質問いただきましたが、東日本大震災の瓦れきの受け入れにつきましては、現時点では何も決まっていない状況でございます。

今後、国や愛知県を通じて被災地の災害廃棄物の受け入れの打診があった場合には、その可否、受け入れの範囲等について国の示している基準等を踏まえまして構成市町と慎重に協議、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　まず最初に、現時点での当施設の放射線量、そういうのを測定しておく必要があると思うんですね。飛灰、それから主灰、その必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　当組合の焼却灰の放射性物質の測定につきましては、環境省の方針の中で基準値が示されたことによりまして、現況の焼却灰について検査を行いました。試料の採取日が９月８日でございまして、放射性ヨウ素、それからセシウム134、セシウム137の３項目について測定をしております。

その結果、放射性ヨウ素及びセシウム134につきましては、１号炉、２号炉の焼却灰、飛灰ともに不検出でございました。放射性セシウム137につきましては、１号炉、２号炉の飛灰から１キログラム当たり12ベクレルの数値が検出されております。

この数値につきましては、環境省が通知を出しております一般廃棄物の処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理についての基準値１キログラム当たり8,000ベクレルという数字の以下を大きく下回っておりまして、問題となる濃度の放射性物質は検出されておりません。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　やっぱりそういう慎重さがこういう施設について要ると思います。

それとあわせて、これはどうなるかはわかりません。しかし、最終的に例えば受け入れる、受け入れない、それの検討に当たっては住民の意見、これが非常に重要になってくると思うんですね。その意見を取り入れるべきと考えますが、どのように対応を考えておられるのか伺います。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　東日本大震災の災害廃棄物の受け入れにつきましては、先ほども申し上げましたように当組合が単独で判断することは非常に難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　あと、やっぱり確かにその難しいっていうことはあるんですけども、じゃあ住民の合意をどこで判断するかということだって一つの大きな基準になると思うんですね。

２市１町の議会がありますので、例えば議会と当局の承認を受ければゴーのサインを出すのか、それとも環境団体、そういうところにも集まってもらって意見を聞きながら合意を図るのか、少なくとも合意を図っていく必要があると思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　構成市町と受け入れの可否や受け入れの範囲などを検討する過程で住民の皆さんへの周知方法や放射性物質の汚染がされてないことをチェックする方法や体制の具体化などとあわせて住民の合意形成を図る具体化を慎重に協議、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　原田議員。

○１０番（原田　学）　まだ、具体的におりてきているわけではありませんので、今の段階ではそういうお答えになるもんだと思います。

私は、この問題調べて非常に驚いたことがあるんです。そこを意見として最後に述べさせていただきます。

被曝の影響っていうのは２種類あるってその本には書いてあるんですけども、１つは低量の被曝っていうか、低量の影響って書いてありましたけど、大量のもう被曝して髪の毛が抜けちゃう、歯が抜けちゃうとかそういう形になってあらわれるそのことと、一番怖いのは運動会を例えば福島でやる場合にもグラウンドの土をさわらせない、だから机なりいすなりをもって子供が座るわけですけども、テープ巻いてふれないようにする。なぜかというと、入ってしまうと内部被曝になってしまうわけですね。内部被曝を起こすと、核種、放射性物質を出す種の部分について、その放射線が遺伝子を破壊してしまう、ＤＮＡの鎖を切っちゃってそっからがんが起きる。それは、低率能被害、低率の被曝っていうそうですけども、非常に判断が難しいということが言われてます。だから、少量だから決していいぞということではないように思われます。

それと、やはり住民の合意をどうやって取りつけていくか、それはオーケーの場合、だからその前の検討段階でもそういうシステムをつくること、そして時間を十分とって検討していくことが非常にこの問題は重要だということを指摘をさせていただいて、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大島もえ）　次に、山下幹雄議員の発言を許可します。

山下幹雄議員。

○７番（山下幹雄）　山下幹雄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、私、事前に通告しております項目につきまして一般質問をさせていただきます。

皆様のお手元には１項目っていうことで、これ大項目なんですけども、中では詳細で１、２、３と分けて提出をさせていただきました。その順序で一問一答を進めさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

項目として大項目が、失礼しました。

では、それでは始めさせていただきます。

大きい項目としましては、施設の更新と延命策についてというタイトルにしております。①としまして、施設の更新時期に至るまでのスキームについてをお尋ねするものであります。

ごみの焼却施設及び粗大ごみ焼却施設は、平成２年そして４年に更新され、今約20年を迎えております。焼却施設について、前々回の更新は昭和49年ということで、19年間の稼働でありました。現施設は、各種検討の末、平成33年までの延命稼働が予定されていることを承知しております。平成21年から25年までの一般廃棄物ごみ処理基本計画にもそのことがうたわれており、平成31年粗大ごみの処理施設、平成33年焼却施設は稼働が可能であることの見解がその中に示されておるのであります。

そうした中、31年、33年、更新を進めるのであれば、どのようなスキームを当局で、管理者としてお考えをしておられるかを尋ねるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　現在の既存施設につきましては、先ほど議員ご指摘のように平成33年度まで稼働することは決まっておりますが、更新、延命を含めそれ以後の計画につきましては現時点ではまだ決まっておりません。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　山下議員。

○７番（山下幹雄）　33年までは稼働するが、33年に更新をするか延命をするかはまだ決まってないということでよろしかったでしょうか、確認です。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　更新をするのか、延命をするのかということは現時点ではまだ決まっておりません。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　山下議員。

○７番（山下幹雄）　する、しないを早く決定しないと、準備が必要ですね。例えば、更新をするんであれば、数々の段階を踏まなくてはいけない。延命をするにしても、ただ時間を４年、５年延ばすのかということで、同じようなことがまた来るわけでござ

います。

順を追っていきまして、33年に更新をもしするんであれば、建設には３年から４年、５年、規模によりまして違ってくると思いますけど、かかると思います。その中で、アセスをしたり、また正式決定をやはり管理者含めて２市１町で決めていかなくちゃならない、こうした期間を考えると、あと10年、10年ありませんね、８年から10年の間にはこれを進めるということであります。

また、先ほど話をさせていただきましたごみ処理基本計画、こちらのほうも平成26年から平成35年版を今立ち上げなくっちゃいけない時期に来てるわけです。そうした中、こうしたごみ処理基本計画にもこの大きな施設の更新か延命かということについては重要な問題であると思います。これ各市町にとっても、各市町の処理基本計画を策定していかなくっちゃいけない時期に来てるはずです。この24年、それから25年では必ず何かの方向性は示さなくてはいけないと私は考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　更新をするのか、延命をするのかということでございますけれども、先ほども議員がおっしゃいましたように、一般的に更新をしていくという場合につきましては、環境アセス、地元同意、都市計画決定等で４年ほど、それから本体の建設工事に４年ほどかかるのではないかということで考えておりますので、最低でも８年ぐらい前ということでは何らかの形で決まっておらなくってはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　山下議員。

○７番（山下幹雄）　ご理解をいただきまして、今そういう時期に来てるということであります。いろいろな諸問題、財政的な問題もあります。各市町の対応もそれに応じてやっていかなくちゃいけないということがありますので、しっかり十分な余裕の時間をもって進めていただきたいということを要望し、次の項目に移ります。

２項目め、大きい項目の小２ということです。

更新時期までの延命策についてであります。先ほどお話をさせていただきましたように、31年、そして平成33年までの約８年から10年の期間の施設運営をしていかなくっちゃいけないわけです。この間の安全性、それからコスト等を当局はどのように考

えているかということをお尋ねするものであります。

これ一例でありますが、江南丹羽の環境美化センター整備補修工事、今これが21から23でかかってるはずでありまして、情報を少しずつであるもんですから飛んでる部分があるかとは思いますが、こちらのほうは推計この26年間使用してきたごみ焼却施設を10年間延命するために大改修をしなくてはいけなかったということで、その費用が約19億から21億、当時の試算では23億6,670万円とこうありますが、この数字ちょっと裏がしっかりとってないんですけども、何にしても20億円ぐらいの改修費をして10年延命させた、させるっていう話の内容です。

このように、経費が傷んだ炉に対してとか、施設に対して要ってくるということになれば、これも財政的に各市町にも影響してきますし、この組合、この施設の運営に対しても大変大きな影響があるのではないかと考えますが、そのあたりいかがでございましょうか。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　ごみ焼却施設につきましては、定期点検の整備計画を平成33年度まで策定をしておりまして、その計画に沿いまして機械器具の点検整備を行ってまいります。

また、今後施設の更新、建て替えが必要なのか、それとも機械設備などの大規模改修や部品交換などでさらなる延命が可能なのか、さまざまな可能性を検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　山下議員。

○７番（山下幹雄）　そうしますと、この33年まではある程度計画的に準備ができてますよというようなご答弁だったと思います。

その準備の中で、特段の何か大きな事故があったりとか、また特出することが出てしまう、事故のようなことがあったときには別途としまして、通常で稼働した場合なんですが、特別な歳出を予定はしなくてもいいものかということを確認をさせていただきます。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　点検のコストの問題だと思いますけれども、各年度ごと金額のばらつきがないように点検をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　山下議員。

○７番（山下幹雄）　ごみの減量化も進んで、焼却施設の能力も少しずつ軽減した、負担が減っていけばそんなに大きな改修等が必要ないんじゃないかという見解だったと思います。事前にお話聞いたときもそのようなことだったと思うんですけども、なるべくしっかりとした積算や試算、見込みをして、事前に組合事務局としましても各市町にそうしたことを伝えながらやっていかなければ財政が大変それぞれが厳しい中で課題が急に出てくるっていうことは事務方も大変ですし、市民生活にも影響すると思いますので、よろしくご理解いただきまして、これも要望とさせていただきます。しっかりした改修、それから整備計画を進めていただきたいということであります。

続きまして、③ということで、更新時期と33年以降の延命の可能性についてというところでお尋ねをいたします。

平成33年を更新時期として設定していますがということで文章書いちゃったので、更新するかしないかはまだわからないということで言ってみえるもんですから、ただ現計画の中では33年に何らかまでをめどにしてやるということなもんですから、それ以降についてこれから検討なんですが、例えば33年更新する、しないにしましても、そのまず33年の更新時期の設定についてを、ごめんなさい、変化しましたが、要するに33年で本当に更新しなくちゃいけないのか、例えばまだ延命の可能性があるのかということについて、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　先ほども答弁いたしましたけれども、定期点検の整備計画を平成33年度まで策定をしております。この間、定期点検整備を適切に実施をしながら事前に不具合の生じそうな部品等の交換を早期に行って施設の延命に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　山下議員。

○７番（山下幹雄）　どれだけもつかとかというのは想定なもんですから、でもある程度目標を持ってやらなくちゃいけないし、計画を持ってやらなくてはいけない部分であるもんですから、しっかりまた現場のことを見据えながら算出しなくちゃいけないなとは思うんですが、１つ広域ブロックの話ですね。

今、この尾張東部衛生がこの10年先どうしていくんだ、この地区のごみ行政をどうするんだというときに、県ではブロック単位で広域的な行政をという推進も聞いております。そうした中で、尾三の衛生組合等のお話を少し情報として入ってきた中では平成29年の更新を予定していた施設を41年まで延ばすと変更したというふうにお聞きをしておりますが、12年予定より延ばしたわけですね。29年を41年まで延ばすといろいろな事情があったということだとは思うんですが、この中で広域行政を真剣に考えていくのであれば、この東部衛生、それから尾三が41年ですから33年と41年のタイムラグがあるわけですけども、この辺を調整してそういった選択肢をふやすということも可能だと思うんですよ。

ですから、その25年までの決断の中に例えば延命を41年にあわせて広域行政をしたほうが市民にメリットがあるのか、またはそうじゃない例えば単独で東部衛生が更新をするんであればどうした方法があるのかというのをはっきり示さなくてはいけないのではないかと考えます。

そうしたこの中で、議員として私も今後の事務局また管理者がどのようにこのことを考えて延命するのか、また広域行政も考えるのか、きちんと更新するのかということの今決めれない、まだ今決めれないということですけども、例えば構想とか見解とかお持ちでしたらお聞かせください。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　議員ご指摘のように、今大変決まってないという状況でございまして、広域ブロックの協議会につきましては尾三の組合、それから尾張東部衛生組合だけではなくて、各構成市町がみんな絡んでおりましてそれぞれの協議会の中で意見を交換をしているという状況でございますので、そこの中でその統一した意見がいつの段階で決まるのかというようなこともまだめども立っておりませんので、なかなかちょっと回答になるかどうかわかりませんけれども、なかなか難しい問題というふうな見解でおります。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　山下議員。

○７番（山下幹雄）　本当に広域行政、大変難しい問題だなということで、県内の近隣市町の情報をお聞きしましても余り具体的に名前出していいのかどうかわかりませんが、先ほどの例えば江南であっても、例えば犬山とか小牧とかそういった行政間でブ

ロック的に県下のブロック域にはなってるんですけども、単独でやるっていう部分、今までどおりでいい、いろんな選択肢があったと思います。大変悩ましい問題の中で、どれが一番この２市１町、今２市１町ですがの市民のメリットになるのか、それから将来のこの地域のメリットになるのかというのをしっかり考えていただきたいし、ただ時間が先ほども言ったようにない、余りない、遅くても25年ですね。本当だったら24年にはもうほとんど一定の方向性は示すべきでないかと私は考えております。

そうした中、管理者には大変苦渋で重い選択等も出てくるかと思いますが、ぜひイニシアチブをとっていただきまして、よい方向性に向けていただきたいということをお願いしまして、今ご返答としては特に今きちんとこうしたいとか、ああするというのがいただけない状況であったかなというのを自分なりに理解して、ただこれを早期に速やかに進めていただかなければ２市１町としても各構成市町もまたそれぞれの分野の所管も大変だと思いますので、よろしくお願いいたします。要望とさせていただきます。お願いします。

終わらせていただきます。

○議長（大島もえ）　次に、片渕卓三議員の発言を許可します。

片渕卓三議員。

○１３番（片渕卓三）　片渕卓三でございます。

議長にご指名をいただきましたので、通告に従い１項目質問をさせていただきたいと思います。

質問形式につきましては、一問一答ということでお願いしたいと思います。ご答弁のほどよろしくお願いしたいと思います。

先ほど、原田議員からも瓦れき処理の細かい質問等、放射能物質に関しての質問がございましたが、私からは東日本大震災に伴う瓦れき処理の報道記事の対応について、この項目を集中的にちょっとお聞かせいただきたいと思います。

皆様もご存じでありますが、再度確認の意味で話をさせていただきたいと思いますが、ことし８月１日発売の雑誌ＡＥＲＡでは、汚染瓦れきが拡散するという見出しで国において岩手県、宮城県の瓦れきを分散処理する計画が進んでおり、瓦れきの処理とともに放射性物質が全国に拡散する不安の内容の記事が掲載をされました。また、瓦れき処理受け入れ予定の自治体一覧で尾張東部衛生組合の名前があったわけでござ

います。

同様に、中日新聞８月20日、朝刊報道記事では瓦れき処理汚染心配との見出しで、大量の瓦れきを国は各地に受け入れを要請して、中部６県からも計82市町、事務組合が焼却や埋め立てに手を挙げたと報道をし、瓦れきを受け入れ可能と回答した自治体として尾張東部衛生組合の名前が掲載をされたわけであります。

ＡＥＲＡ、中日新聞の記事にことし４月に環境省から被災地の瓦れき受け入れについて協力の依頼調査があり、尾張東部衛生組合として現施設の焼却受け入れ余力を算出し、調査表に基づき回答したものであり、実際に受け入れを了解したものではありません。また回答の中で仮に瓦れき処理を受け入れても焼却灰の引き取りを条件としており、もとより放射能に汚染された瓦れきの受け入れを了解したものではありません、要するに汚染瓦れきは受け入れないということであります。これは、先ほどのご答弁にもありました。

その後の対応でありますが、８月29日、尾張東部衛生組合より組合議会議員へ東日本大震災に伴う瓦れき処理に関する報道記事への対応についての書面をいただきました。まず、書面をいただいたことに関しまして、感謝申し上げる次第でございますが、内容では報道されている放射性物質を含む瓦れきを処理するような情報の提供をした事実はない、これは当然私も常識的に考えても当然であるということで思いますが、この記事によって不安を感じた市町の住民の声を聞くことがありました。

まずは、この２つの報道記事についての対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　このＡＥＲＡと中日新聞の報道記事につきましては、先ほど議員がおっしゃられました各８月29日付で構成市町の首長及び尾張東部衛生組合の議員のほうへ通知をさせていただき、放射性物質を含む瓦れきを処理するような情報の提供をした事実は一切ないということを周知をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　片渕議員。

○１３番（片渕卓三）　周知はしていただいたわけなんですが、報道が例えばＡＥＲＡが８月１日に発売されてから組合議員へ伝わってきたのが８月29日であるということで、１カ月ぐらいかかった中で聞かされたということであります。そういった部分

で、スピーディーな対応ができなかったのかということで、再度答弁求めたいと思いますが。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　８月１日のＡＥＲＡの記事につきましては、内容自体は大変過激なものでございましたけれども、尾張東部としましては当初の環境省へ回答を申し上げましたように、当初の東日本大震災に伴う瓦れきの処理の受け入れ余力がどれだけあるのかということの調査ということでありましたので、特に構成市町等のほう及び組合の議員さんには連絡をしなかったものでありますけれども、８月20日に中日新聞も取り上げられたということでございましたので、通知を出さささせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　片渕議員。

○１３番（片渕卓三）　例えば、他の組合の状況でございますが、このＡＥＲＡの記事の対応について例えば尾三衛生組合、ここの尾三衛生組合については８月３日に周知できるような形で書面も出ました。また、北設広域の事務組合につきましても８月10日ということを含めて書面を出したわけでございます。

そういう部分、当然まだちょっとおくれてくるかなということで、これは今回こういった形の記事が出ました。今後も、こういった記事が出る可能性もなきにしも非ずということでありますんで、一番大事なことは敏感に感じていただいて、この報道が出た場合にいかにスピーディーな対応をしていただけるかどうかという認識というか、意識を持っていただきたいというふうな形でございます。

これ、要望としてしっかりと今後スピーディーな対応をとっていただきたいと思います。

それとあわせて、こういった不安がっていらっしゃる市町の方の住民も確かにおるということも聞かされました。そういった市町の方、住民に対する周知のとり方っていうのはどういった形でとられたかということを聞きたいと思います。

○議長（大島もえ）　事務長。

○事務長（二宮保幸）　市町の住民の方への周知につきましては、組合のホームページもございますけれども、特別に通知ということは行っておりません。

以上でございます。

○議長（大島もえ）　片渕議員。

○１３番（片渕卓三）　そういうところで、周知方法、手段とかはいろいろ今言われましたホームページとかもあります。そういったものを使ってでも発信を考えていただきたいというふうに思います。

実際に、組合のホームページ見る限り、今回の報道に関しては一切何もそのお知らせの内容のことは掲載をされていないということであります。ほかの組合に関しては載せますというふうなことも載せているところもございます。

そういった意味で、いかにこういう報道が出た場合の取り扱いに関してはやっぱり先ほども言いましたけども、スピーディーに載せてもらって市民の方に安心して組合議会としては取り組んでいますよということを言っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今後とも市町、住民の方に対しましては瓦れき、汚染瓦れきは受け入れませんとのこれはまたホームページ等で説明文を掲載していただき、周知徹底に努めていただきたいと思います。時期を逃さずにやってもらいたいと思います。

そういった形で、今後とも市町の皆さんへ情報提供をしっかりとしていただいて、簡単ではございますが私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大島もえ）　掲載についての答弁は。

○１３番（片渕卓三）　いいです、要望とします。

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。

通告いただいた質疑は以上でございます。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、管理者より発言を求められておりますので、発言を許可します。

管理者、お願いします。

○管理者（増岡錦也）　閉会に当たりまして一言ごあいさつさせてもらいます。

本日上程いただきました議題につきまして慎重にご審議いただき、平成22年度決算の認定をいただきまして厚くお礼を申します。

さて、当地域のごみ処理の発生状況につきましては、ごみ処理基本計画の推進により減量が進められていますが、引き続き構成市町と協力し、さらなるごみの発生抑制に努め、資源化の推進などを図り、北丘最終処分場の延命に努めてまいりたいと考え

ています。議員各位におかれましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（大島もえ）　ありがとうございました。

これにて平成23年尾張東部衛生組合議会第２回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後４時10分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

平成23年　　月　　日

尾張東部衛生組合議会議長

尾張東部衛生組合議会議員

尾張東部衛生組合議会議員